三　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。） ［四　略］	
二　第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）	一　当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二　その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者
［五　略］	

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三　法第三十八条の二第一項の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者であつて、

三　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。） ［四　同上］	
二　電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）	一　当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二　その提供を受ける携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者
［五　同上］	

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三　法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一の項に掲げるＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつ